

# 固定資産管理基準

(目的)

**第1条** この基準は、本法人の「経理規程」、「固定資産及び物品管理規程」及び「固定資産及び物品調達規程」の運用に当たり、具体的方法及び処理の基準を示すことを目的とする。

(固定資産の範囲及び基準価額)

**第2条** 固定資産とは、使用可能期間が1年以上かつ取得価額が第2項で定める価額以上であるものをいい、「固定資産及び物品管理規程」の別表第1(固定資産分類表)の定めるところにより分類整理する。ただし、少額重要資産と判定したものは、事項の価額未満であっても固定資産として分類整理する。

2 第1項に定める価額は、次のとおりとする。

- |                          |      |
|--------------------------|------|
| (1) 幼稚園に所属するもの           | 3万円  |
| (2) 小学校、中学校及び高等学校に所属するもの | 5万円  |
| (3) 大学に所属するもの            | 20万円 |
| (4) その他                  | 10万円 |

3 取得価額が第2項に定める一定額以上であるかどうかは、通常1単位として取引される単位ごとに判定する。

(固定資産の取得価額)

**第3条** 取得価額は、その取得形態に応じて次により処理する。

(1) 購入した固定資産は、次の金額の合計額による。

- イ 購入対価の額(引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、その他、その資産の購入のために要した支出がある場合には、その支出の額を加算した金額)
- ロ その資産を事業の用に供するために直接要した支出の額

(2) 自己の建設又は製作(以下「建設等」という)した固定資産は、次の金額の合計額による。

- イ 資産の建設等のために直接要した原材料、外注費等支出の額
- ロ 資産を事業の用に供するために直接要した支出の額

(3) 贈与、交換又は債務の弁済等により取得した固定資産は、次の金額の合計額による。

- イ 取得時における固定資産の取得のために通常要する額
- ロ その資産を事業の用に供するために直接要した支出の額

(4) 土地の測量、地盛り、地ならし、埋立て等の整地支出の額及び防壁、上水道、下水道、石垣積み等土地利用のための工事支出の額は、その土地の取得価額に算入する。ただし、次に掲げるものはそれぞれの固定資産の取得価額に算入することができる。

- イ 土地の上に建設する建物、構築物等の基礎のための地盛り支出等で土地改良のためのものでない支出の額……その建物、構築物等の取得価額

ロ 土地利用のためにした防壁、上水道、下水道、石垣積み等であっても、その規模、構造等からみて土地と区分して構築物とすることが適当と認められる支出の額……それぞれの構築物の取得価額

(5) 借地権の取得価額には、土地の賃借契約（契約の更新及び変更を含む）に際し、借地権の対価として、土地所有者又は借地権者に支払った金額のほか、次の金額を含む。

イ 賃借した土地についてした改良のための地盛り、地ならし、埋立て等の整地のために要した支出の額

ロ 建物等を増改築するに当たり、その土地の所有者等に対して支出した額

（施設、設備支出の意義）

**第4条** 固定資産に対して支出する金額のうち、次のいずれかに該当する金額は施設、設備支出として、その固定資産の取得価額を構成する。

(1) 資産の通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその資産の使用可能期間を延長させる部分の金額

(2) 資産の通常管理又は修理をするものとした場合に予測されるその支出時の価額を増加させる部分の金額

（修繕費支出の意義）

**第5条** 固定資産の通常維持管理に要するため支出した費用の額をいい、施設設備支出となるものを除く。

（施設、設備支出と修繕費の区分）

**第6条** 次に掲げる金額は、明らかに施設、設備支出に該当するものとする。

(1) 増築、拡張、延長等物理的に付加されることが明らかな部分に対応する金額

(2) 用途変更のための模様替え、取替え等に直接要した金額

(3) 取替部分の品質の改良に要した金額

**第7条** 一つの修理、改良等の費用の金額が次に掲げる場合に該当するときは、その金額を修繕費として計上する。

(1) 第2条で定めた基準価額未満である場合

(2) 30万円未満である場合又は修理、改良等の対象とした個々の資産の前期末の取得価額の10%相当額以下である場合（明らかに施設、設備支出に該当するものを除く）

(3) 既往の実績により3年以内の期間を周期として、ほぼ同程度支出されることが常例となっている事情がある場合

(4) (2)に該当しない一つの修理、改良等の費用の金額の全額((3)の適用を受けたものを除く)について、その金額の30%相当額とその改良をした資産の前期末の取得価額の10%相当額との何れか少ない金額を修繕費とし、残額を施設、設備支出とすることができる。

(5) 本条(2)及び(4)において前期末取得価額が不明の場合は、推定価額によることができる。

**第8条** 建物の移築費については、旧資産を70%以上利用しているときは修繕費支出とする。

**第9条** 固定資産の取りこわし費は、原則として除却費支出とする。

**第10条** 図書については、「図書管理基準」に、減価償却については、「固定資産減価償却基準」による。

**第11条** この基準の改廃は、理事長が行う。

**附 則**

- 1 この基準は、昭和54年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 第2条第2項に係る変更は、昭和55年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、昭和63年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成9年4月1日から施行する。

**附 則**

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。